

## 大規模小売店舗の立地に係る広域案件基準

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）の規定に基づき、県が大規模小売店舗の所在地の属する市町の意見を聴取するに際し、その市町に隣接する市町の意見を聴取しようとする場合における当該隣接する市町の基準を次のとおり定める。

届出に係る大規模小売店舗を中心とする一定の直線距離（店舗面積が 1, 0 0 0 平方メートル超 3, 0 0 0 平方メートル未満の場合は 1 キロメートル、店舗面積が 3, 0 0 0 平方メートル超の場合は 2 キロメートル）の範囲内にその区域の一部が含まれる市町であって、当該届出に係る新設又は変更が実施された場合、その生活環境に与える影響が大きいため、当該市町の意見を聴く必要があると県が認めるもの